

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）及び個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の趣旨に則り、〇〇株式会社（以下「会社」という。）における特定個人情報を含むすべての雇用管理情報全般の適正な取扱いの確保を図るため、秘密保持等の従業者の責務及び会社が講ずる安全管理措置等の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 従業者…次の者を総称したものをいう。
 - ① 会社の役員
 - ② 会社に使用されている従業員
 - ③ 会社の指揮監督を受ける派遣労働者（ただし、派遣労働者及びその家族から個人番号を取得することはない。）
- (2) 退職者等
 - ① 従業員になろうとする者及び従業員になろうとした者（ただし、この規程の義務主体となることはない。②に掲げる者も同様とする。）
 - ② 過去において会社に使用されていた者
- (3) 個人情報…個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人別に付された符号（番号及び記号を含む。）、画像又は音声により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (4) 雇用管理情報…従業者の採用及び雇用管理のため、会社が収集、保管、利用等する個人情報をいい、その限りにおいて、病歴、収入、家族関係等の機微に触れる情報を含む従業者個人に関するすべての情報を総称したものをいう。
- (5) 個人番号…番号利用法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (6) 特定個人情報…雇用管理情報であつて、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以

外のものを含む。)をその内容に含むものをいう。

- (7) 個人情報ファイル…一定の事務の目的を達成するために個人情報をパーソナルコンピュータ等の電子機器（以下「PC」という。）を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- (8) 雇用管理データベース…個人情報ファイルであって、主として雇用管理情報を取り扱うものをいう。
- (9) 特定個人情報ファイル…個人番号（従業者以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (10) 個人データ…個人情報ファイルを構成する個人情報をいう。
- (11) 個人番号関係事務…番号利用法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (12) 個人番号関係事務実施者…個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (13) 個人番号利用事務…行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者等が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (14) 個人番号利用事務実施者…個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (15) 事務取扱担当者…会社における個人番号関係事務（個人番号が記載された書類等の受領を含む。以下同じ。）その他の特定個人情報等の事務に携わる権限を会社から与えられた従業者をいう。
- (16) 特定個人情報等責任者…この規程に基づき統括的に会社の特定個人情報その他の雇用管理情報（以下「特定個人情報等」という。）を管理するほか、事務取扱担当者を監督する責任者をいう。

【定義の図解】ゴシックは規定中の用例を示す。